

令和6年6月6日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和6年第2回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣の件について
(4) その他

- 2 調査の経過 6月6日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和6年第2回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、事件番号46小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更についてを福祉文教委員会付託とした。それ以外の取扱い等は、別紙「令和6年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。

また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。

閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議員派遣の件については、これを了承した。

その他で、議員表彰の伝達等について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和6年第2回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣の件について

(4) その他

・議員表彰の伝達について

2 日 時 令和6年6月6日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 渡辺一美

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 渡辺一美委員から欠席の届出がありましたので報告します。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。
令和6年度第2回魚沼市議会定例会の運営についてご審議をお願いいたします。

(1) 令和6年第2回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和6年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
付議事件について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、
報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長か
ら説明させていただきますので、よろしくお願いします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 令和5年度魚沼市
一般会計補正予算第9号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令

和6年3月29日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。当該補正予算の概要であります、歳入歳出のそれぞれから9億1,850万円を減額するものであり、主なものといたしましては、歳入側では、地方特例交付金及び特別交付税などで追加額を計上した一方、地方創生臨時交付金をはじめとした国県補助金、負担金などについて実績に基づいて減額したほか、ふるさと寄附金及びふるさと結基金からの繰入金について減額調整を行ったものであります。併せまして、総額調整といたしまして、財政調整基金繰入金を減額するものであります。歳出側におきましては、年度末を迎えたことによる事業費の確定、又は事業の実績見込みの精査を行ったことにより生じた不用額について減額及び財源内訳の変更を行ったほか、総額調整といたしまして、公共施設整備等基金への積立額を追加するものであります。また、継続費設定事業及び地方債充当事業において歳入歳出に補正がありましたので、これに併せて継続費及び地方債限度額についてそれぞれ補正を行わせていただきました。

事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和5年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。当該補正予算の概要であります、守門診療所における医療情報システム導入事業につきまして、実績に伴い当該請負差額分を減額するとともに、その財源として一般会計からの繰入金を歳入側で減額することとして、歳入歳出のそれぞれから430万円を減額するものであります。

事件番号3番、専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和5年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。当該補正予算の概要につきまして、歳入歳出の補正はございませんが、2月定例会以後に、制度改正に伴うシステム改修に不測の事態が生じた関係で、関連業務の一部の執行が令和6年度にずれ込んだものに対して、「繰越明許費の設定」を行わせていただいたものであります。

事件番号4番、専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 魚沼市税条例の一部改正について）につきましては、令和6年4月1日施行の地方税法等の一部改正に合わせまして、市民税及び固定資産税に係る関係規定について直ちに整備し、同日付けで施行する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

事件番号5番、専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）につきましては、令和6年4月1日施行の地方税法等の一部改正に合わせまして、課税限度額及び所得判定基準について直ちに整備し、同日付けで施行する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

事件番号6番、令和6年度魚沼市一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。当該補正予算の概要であります、現時点で見込んでいる主なものといたしましては、定

額減税に係る関連事務費とともに、定額減税補足給付金を計上するほか、新たに住民税非課税となる低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金及び関連事務費、加えて、これに係る子ども加算給付金及び関連事務費を計上することとしております。また、社会福祉法人に対する障害者相談支援委託業務の消費税申告納税に係る賠償金のほか、児童手当制度の改正に係るシステム改修などの関連事務費、建物火災に係る廃棄物処理費等補助金、上条会館屋根改修費、また、消防本部ヘリポートの移転に伴う測量調査設計費など当初予算未計上分を計上することとしております。このほか、農業用機械購入費補助金の追加や、春先における林道の流出土砂撤去等の業務委託費を追加するほか、再生可能エネルギー普及促進事業補助金及び省エネルギー家電等入替促進事業補助金の追加、また、中学校部活動の地域移行に係る対応方法の変更に係る追加及び組替えなどを予定しております。加えまして、夏の猛暑対策、熱中症対策といたしまして、低所得世帯に対するエアコン購入費助成費を昨年に引き続き計上するとともに、小出つくしクラブや湯之谷世代間交流施設など市有施設におけるエアコン、空調設備の故障に伴う更新、改修工事費の追加、計上、また、小出郷総合体育館及び堀之内体育館におけるスポットクーラーのレンタル関連経費を計上するほか、災害復旧費において農作物渇水対策事業補助金など関連経費の計上を予定しております。このほか、匿名の篤志家から頂戴した1億円を原資としたふるさと回帰育英基金への積立金を計上することとしております。なお、補正額につきましては、現時点で5億8,670万円の増額を現時点では見積っておりますが、今回の歳出補正の財源といたしましては、今ほど申し上げた寄附金のほか、定額減税補足給付金を含む物価高騰対応重点支援給付金やデジタル田園都市国家構想交付金、また、子ども子育て支援事業補助金などの国庫補助金をはじめ、県の農林水産業総合振興事業補助金などに加え、財源調整分として財政調整基金の取崩しを予定しております。以上、歳入歳出予算の補正に加えまして、四日町排水ポンプ場整備事業関連工事に係る継続費の補正のほか、エコプラント魚沼の焼却設備点検設備修繕に係る令和7年度までを期間とする債務負担行為の追加設定に関する補正を予定しております。

事件番号7番、令和6年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、事業勘定におきまして、マイナンバーカードの保険証一体化に係るシステム改修関連経費の不足分について、国庫補助金を財源として歳入歳出の追加補正を行うものであります。

事件番号8番、魚沼市暴力団排除条例の一部改正につきましては、公の施設において暴力団による利用を制限するため、所要の改正を行うものであります。

事件番号9番、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、魚沼地域医師会連絡協議会の定める産業医報酬の改定に伴い、本市の産業医報酬額の改正を行うものであります。

事件番号10番、魚沼市折立ふれあいの郷条例の一部改正についてから、次のページ、事件番号36番の魚沼市都市公園条例の一部改正についてまでの一部改正条例関係の事件のうち、12番と、17番、そして22番以外は、使用料の改正に関する施設条例の一部改正案としておりまして、いずれも社会情勢やサービスの利用実態等に合わせた適正な受益者負担を維持するため、施設の使用料の改正を行うものであります。

このうち、事件番号23番の魚沼市公民館条例の一部改正及び事件番号24番の魚沼市市民会館条例の一部改正につきましては、使用料の改正とともに実態に合わせて利用可能な

施設を見直すために所要の改正を行うものであります。

また、施設使用料の改正とともに施設名称の改正を行うものとしたしまして、事件番号 11 番、魚沼市文化会館条例、事件番号 13 番、魚沼市ボランティアセンター条例、事件番号 26 番、魚沼市体育施設条例、事件番号 27 番、魚沼市旧目黒家住宅、目黒邸資料館、守門民俗文化財館及び旧佐藤家住宅条例、事件番号 32 番、魚沼市観光施設等条例、事件番号 34 番、魚沼市温泉施設等条例について、それぞれの一部改正において対応したいとするものであります。

そのほか、1 ページ目、事件番号 29 番の魚沼市農業近代化施設条例については、施設使用料の改正とともに条例内に規定する一部の施設を用途廃止するために所要の改正を行うものであります。

続きまして、施設使用料改正以外の理由による条例改正関係事件についてご説明いたします。事件番号 12 番の魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正につきましては、事件番号 6 番、令和 6 年度一般会計補正予算第 1 号において計上される寄附金を財源として、ふるさと回帰育英基金の額を増額することに伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 17 番、魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。こちらは、地方自治法の改正により、ずれが生じた引用条項を改正するとともに、物品等の取得価格の実態を踏まえ、職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する賠償額の改正を行うものであります。

事件番号 22 番、魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に係る、厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の改正により、ずれが生じた引用条項の改正を行うものであります。

事件番号 37 番、魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、事件番号 17 番の魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正と同様の理由であります。地方自治法の改正により、ずれが生じた引用条項を改正するとともに、物品等の取得価格の実態を踏まえ、職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する賠償額の改正を行うものであります。

事件番号 38 番から事件番号 41 番までにつきましては、いずれも取得する財産の予定価格が 2 千万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。なお、契約案件については、事件番号 38 番、消防団用に配備する小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台であり、事件番号 39 番、ロータリー除雪車、事件番号 40 番及び事件番号 41 番については、それぞれ仕様が異なりますが小型除雪車、以上の購入に係るものであります。

事件番号 42 番、土地の取得につきましては、水の郷工業団地第 3 期造成事業用地として、十日町地内の土地を取得するものであり、取得する財産の予定価格が 2 千万円以上で、かつ面積が 5 千平方メートル以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

事件番号 43 番から事件番号 45 番につきましては、特別養護老人ホーム鮎の里の整備に

関連いたします、建築本体工事、機械設備工事、電気設備工事のそれぞれに係る工事請負契約の締結に際しまして、いずれも、予定価格が1億5千万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

事件番号46番、小出郷福祉センター等解体撤去工事の変更契約につきましては、当該工事の当初契約額が1億5千万円以上であり、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会議決をいただいた工事請負契約であること、また、変更による契約金額の増額が1千万円を越えることから、このたびの工事内容の変更に際し、同変更契約の議会議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

事件番号47番、和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、事件番号6番 令和6年度一般会計補正予算第1号において予算計上を提案している案件でもありますが、本来、消費税課税事業である障害者相談支援業務委託において、本市が、非課税事業として誤認識していたことに伴い、受託者である社会福祉法人魚沼更生福祉会が平成30年度から令和4年度までの5年間分の消費税を修正申告する必要性が生じた事案について、法人側との間で損害賠償についての協議が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決をお願いしたいとするものであります。

事件番号48番の新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、被保険者証等の廃止に伴い文言を整理するとともに、広域連合と関係市町村の処理する事務についての整理を行うために、新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、構成団体協議といたしまして、当該広域連合を組織する本市における議会の議決をお願いしたいとするものであります。

事件番号49番から事件番号51番の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和6年9月30日をもって現委員のうち3人の方が任期満了により退任されることに伴い、10月1日から3年間の任期で就いていただく5人の委員候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりそれぞれ議会の意見を求めたいとするものであります。なお、新たな委員候補者の推薦書類を6月に管轄する法務局に提出する必要があることから、今定例会に提案させていただくものであります。

報告事件として、7件についてご説明申し上げます。

事件番号1番、令和5年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書についてであります、地方自治法第212条の規定により令和5年度から令和6年度にかけて継続費の年割設定がある事業予算におきまして、令和5年度内に支出が終わらなかった分に係る通次繰越額について、同法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

事件番号2番、令和5年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります、本年2月の第1回定例会で議決をいただいた補正予算において設定いたしました繰越明許費予算のうち、令和5年度内に支出が完了しなかった予算で、令和6年度に繰越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

事件番号3番、令和5年度魚沼市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであ

ります。こちらにつきましては、付議事件の事件番号3番のところで申し上げました専決処分事件の令和5年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第3号において設定いたしました繰越明許費予算のうち、令和5年度内に支出が完了しなかった予算で、令和6年度に繰越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

事件番号4番、令和5年度魚沼市病院事業会計予算の繰越しについてから、事件番号7番令和5年度魚沼市下水道事業会計予算の繰越しについてまでの4件につきましては、各公営企業会計において令和5年度中に支出が完了せず令和6年度に繰越した事業予算の経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、2件、追加でお願いしたい事件がございます。

事件番号1番、寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事の変更契約についてであります。本件につきましては、工事の進捗とともに現場の状況にあわせて工事内容に変更が生じる見込みであり、現在、変更設計作業及び変更仮契約の準備を進めているところでありますが、当該工事の当初契約額が1億5千万円以上であり、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会議決をいただいた工事請負契約であること、また、変更による契約金額の増額が1千万円を超え、議決事案の該当となることが見込まれております。しかしながら、設計業務の進捗状況により変更仮契約の手続きとともに当該議案が初日の提案に間に合わないことから、追加での提案をお願いしたいとするものであります。

続いて、追加を予定している報告事件であります。

事件番号1番、出資法人の経営状況についてであります。地方自治法施行令第152条に規定する法人として、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでありますが、法人の総会等の日程の関係から、本会議初日の報告に間に合わないもののうち最終日まで可能となるものについて追加で報告させていただきたいとするものであります。

付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

本田委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付提出事件について説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和6年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの議長受付提出事件について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長受付提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長受付提出事件については受けることに決定しました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に

説明を求めます。

坂大議会事務局長 （資料「令和6年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議会事務局長の説明のとりの取扱いとすること
で異議ございませんか。(異議あり) 異議がありますので発言をお願いします。

大平委員 事件番号46番、小出郷福祉センター等解体撤去工事請負契約の変更については、先日の福祉文教委員会で事前の説明があったんですが、最も危険度の高いアスベストが出たということと、その影響についてと、それから今後の対応についてももっと議論を高める必要があると思いますので、提案即決ではなくて、委員会付託で委員長に諮っていただきたいです。なお、期限が迫る案件ではない旨の話も説明の中でありましたので、その辺をご配慮いただきたいと思います。

本田委員長 事件番号46番について発言がありましたが、先ほど手を挙げた佐藤委員はいかがですか。

佐藤委員 この予算だとか契約の関係で、提案即決というので事前に説明をいただいて、工期だとか納期が間に合いそうにないもの等については、それを間に合わせるために提案即決でもしょうがないので、委員会で事前に十分に説明をして欲しいという話をこれまでしてきたと思うんです。今回、提案されている中で、本当に納期が間に合わないだとか、工期がどうしても譲れないとか、どのような理由で提案即決となったのかならないのか、その辺を少し説明をいただきたいと思ひまして質問しました。

本田委員長 答弁を求めます。

桑原総務政策部長 個々の案件によりまして、それぞれ工期、納期については、詳細について把握していないところもありますが、前回の議会運営委員会の中で発言させていただきように、基本的にはそれぞれ仕事を早く進めたいとするものです。その関係で付託となって最終日に採決となると、そこだけで1か月間を要してしまうということも考えますと、執行部側からすると、原則どおり即決をお願いしたいとするところでございます。

佐藤委員 原則はあくまでも付託なんです。議決前に議案の審査、委員会に付託するというのが今までの流れです。しかしながら、9月とかに仕事の発注が出された場合に、9月末、10月に契約が承認された後の、雪降り前に仕事がもう1か月しかないとか、そこをなんとかして欲しいという、そういった話の中で補正だとかを含めて、何とかならないかということで議運の中でも協議をさせていただいて、委員会で十分説明があるのであれば調査ができていう解釈の基に提案即決でもやむを得ないということで、これまで対応してきたんだと思います。なので、何でもかんでもそういうことではないので、今回も見る中で、除雪車が納期が間に合わないとか、委員会で説明があったんで、少し触れさせてもらいますが、納期が冬に間に合うようにするためにどうしても1か月早めという話があって、それであれば、ある意味仕方ないのかなというところは分かります。他の契約、それから鮎の里の工事についても、これは当然、開所に向けた時期が決まっています、それに向けてするわけです。工期的にどうなのか、相当額の改修費用になるわけですので、1か月、2か月というわけではないかと思ひます。部分によっては、年度をまたぐような大きな工事

について提案即決というのはいささかどうなのかというのが私の思いなんです。その辺について改めてお聞きします。

桑原総務政策部長　確かに本市においては、気候的な問題として、降雪期に入る前に工事を完成したいというものですとか、先ほど委員から話がありましたが、特に冬場に使いたい除雪車といったものについては、なんとか納期を早めたいと、そういった考えがございまして、即決をお願いしたいということでございます。ただ原則、委員会付託ということを考えた中で、このたび即決とお願いさせてもらっている以上、事前の説明が不足するということであれば、それは議会の中の判断として付託するといったところについては、やむを得ないものなのかと考えております。

佐藤委員　本当にどうしてもこの日にやらなければならないとか、そういう理由があれば、あえてそこでこれについては、仕方がないなという判断ができるんだと思います。今、総務政策部長の説明の中では、これまでやってきたので、みんな一緒にさせてもらいたいような話の中で、議案についてどうこういうわけではなくて、個々に理由があって、提案即決されているのであれば、それは私はいいと思います。その辺をやはりはっきりして、ここで即決じゃなくて付託だという判断をどうしてもしなければならぬことになる、それはそれでまた重要な判断になるわけで、そこら辺も少し説明をお願いできないかということなんです。

桑原総務政策部長　執行部側といたしましては、先ほども申し上げましたように、できるだけ発注した案件については、早く仕事を進めさせていただきたいというところがございます。その中で、事前に説明をさせていただいた上で、即決をお願いしたいというところなんです。先ほど申し上げたようにそれが不十分ということであれば、その案件については、議会側の判断として付託するということは、やむを得ない部分かなと承知をしております。ただ、考え方としては、仕事については早く進めさせていただいた上で、早くそのサービスを提供したいというところの基本的な考え方がありますので、その点についてはご承知おきいただければと思います。

佐藤委員　他の委員会でもどのように事前にある程度説明があったのか、その辺を確認できればありがたいです。

本田委員長　ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：44）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：51）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤委員　休憩中に質問させていただいた件についてですが、要は、全ての委員会に出ているわけではないので、ここでそれぞれの委員長さんがおられて、それについては了解しているということであるのならば、委員会付託をある意味されていると解釈して即決でいこうと合意ができていけば一向にそれについては構いません。ただ、なんでもかんでも

即決でいいような話にしたわけではないということを申し上げたくて委員長に言ったということでご理解をいただきたいと思います。この件は、休憩中にそれぞれの委員長がある意味、しっかりと調査をされたということであれば、このとおりに進めてよろしいかなというのが私の意見です。

本田委員長　先ほどの佐藤肇委員の話もありましたので、事件番号 46 番が提案即決でいかなものかという話がありましたが、ほかの事件番号についてはいかがでしょうか。

星野委員　議事番号 46 番に関しては、写真とかを今後提出できるという話があったので、質問も非常に出了部分もあるので、大平委員の言われたとおり付託にしていいいのかと思います。ほかの鮎の里については、委員会で説明も十分に受けたし質問もしたと思っております。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) それでは、事件番号 46 についてご協議願います。今ほど、大平恭児委員、星野みゆき委員から発言がございましたけれども、ほかの委員の皆様から発言等がございましたらお願いします。

遠藤委員　これは付託案件ではないので、委員会採択ではないわけですので、反対云々というのをほかの委員の立場、委員外からするとあるんだと思うんですが、委員会の皆さんが大平委員のほかにそう言っている方がいるのかいないのか。議論が深まっていないのであれば委員会採択とは違うので、その辺の話を聞かせていただければと思います。

本田委員長　それでは、所管委員長の星野委員からお願いします。

星野委員　先ほど申し上げましたが、写真がないので、本当にアスベストの部分がどれだけ凄いかというのが皆さんの中でちょっと理解ができなかったということです。そのレベルが非常に凄いだと言われても何も資料もないのでどのように理解していいのかが分からないというのが皆さんの中での雰囲気かなと思っております。そこについては、今後提出できるということだったので、それは提出して欲しいという案件で終わったんです。議論が足りないという部分では、少し足りなかったと思います。

遠藤委員　その議論が足りないという委員会の判断であれば、写真提出やそういった説明が今後あるならば、採択するまでになるのかならないのか。即決でなるのかならないのかを含めて委員会の皆さんがきちんと委員会で採択したいという思いがあるのかないかだと思えます。資料等がないのであれば調査をしてもいいのかなという感じもあります。ただ、私どもは、本会議場で発言できます。

本田委員　議会運営委員会としては、提案された案件の取扱いをどうするかにつきると思えます。この流れをみれば、福祉文教委員会に付託、最終日に採決というような流れなのかと思います。ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：57）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：57）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。お諮りします。事件番号 46　小出郷福祉

センター等解体撤去工事請負契約の変更については、福祉文教委員会に付託、最終日採決ということで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。その他の取扱いにつきましては、局長の説明のとおりで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することによろしいかご協議をお願いします。

本田委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定しました。

（２）閉会中の所管事務調査について

本田委員長　日程第２、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

（３）議員派遣の件について

本田委員長　日程第３、議員派遣についてを議題とします。事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　配付資料はありませんが、口頭で説明をいたします。７月５日の湯沢町、南魚沼市、魚沼市議会議員協議会評議員会への参加、評議員は正副議長と委員長の７名です。７月２５日の湯沢町、南魚沼市、魚沼市議会議員協議会総会への参加、全議員です。７月２９日の令和６年度中越地区市議会合同議員研修会、全議員です。

本田委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。３件については議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、ただいまの３件については、そのように決定いたしました。

（４）その他

・議員表彰の伝達について

本田委員長　日程第４、その他を議題とします。議員表彰の伝達について、事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　このたび議員表彰として、全国表彰及び北信越表彰のいずれも在職 15 年以上表彰を本田篤議員が、在職 10 年以上表彰を富永三千敏議員、大平恭児議員が受賞されました。その伝達を本会議最終日の 7 月 3 日に執行部が在席中に休憩として行いたいと考えますが、この件について協議願います。

本田委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。市議会議長会の表彰伝達式を 7 月 3 日、最終日に行うことで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

その他、皆さんから協議事項等はありませんか。(なし) 執行部からありませんか。(なし) 本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉　　会 (11 : 02)